

(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 元年 5 月

エコ・パワー株式会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解.....	4

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 31 年 3 月 26 日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告、折込チラシ

平成 31 年 3 月 26 日（火）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載するとともに、折込チラシを同封した。

[別紙 1 参照]

- ・ 毎日新聞
- ・ 朝日新聞
- ・ 読売新聞
- ・ 産経新聞

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙 2 参照]

- ・ 広報ありだがわ 4 月号 (VOL. 160) P 26
- ・ 広報日高川町 4 月号 (VOL. 168) P 6

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙 3 参照]

- ・ 当社ホームページ

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 9 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境生活総務課
(和歌山市小松原通 1-1)
- ・有田川町役場 吉備庁舎 (有田郡有田川町大字下津野 2018-4)
- ・有田川町役場 金屋庁舎 (有田郡有田川町大字中井原 136-2)
- ・有田川町役場 清水行政局 (有田郡有田川町大字清水 387-1)
- ・有田川町地域交流センター ALEC (有田郡有田川町大字下津野 704)
- ・日高川町役場 企画政策課 (日高郡日高川町土生 160 番地)
- ・日高川町役場 中津地域振興課 (日高郡日高川町大字高津尾 29 番地)
- ・日高川町役場 美山地域振興課 (日高郡日高川町大字川原河 202 番地)
- ・日高川町役場 寒川出張所 (日高郡日高川町寒川 293-2)

② インターネットの利用

[別紙 3 参照]

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://www.eco-power.co.jp/assess/chukidai2-2.html>

(4) 縦覧期間

平成 31 年 3 月 26 日 (火) から平成 31 年 4 月 25 日 (木) までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数は 25 名であった。

(内訳) 和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境生活総務課	3 名
有田川町役場 吉備庁舎	3 名
有田川町役場 金屋庁舎	9 名
有田川町役場 清水行政局	0 名
有田川町地域交流センター ALEC	10 名
日高川町役場 企画政策課	0 名
日高川町役場 中津地域振興課	0 名
日高川町役場 美山地域振興課	0 名
日高川町役場 寒川出張所	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：平成31年4月12日（金）18時30分から20時30分まで
- ・開催場所：金屋文化保健センター（有田郡有田川町金屋7）
- ・来場者数：33名

- ・開催日時：平成31年4月13日（土）10時00分から12時00分まで
- ・開催場所：日高川交流センター（日高郡日高川町高津尾718番3）
- ・来場者数：7名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙4~5 参照]

(1) 意見書の提出期間

平成31年3月26日（火）から令和元年5月10日（金）までの間

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は19通、意見総数は60件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は60件であった。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>脱原発⇒再生可能エネルギーという世の流れに、有田川町に住み、現実をつぶさに見ることで反対する気持ちが強くなりました。(原発再稼働にはもちろん反対です。人間は核を手にするべきではなかった、と強く思っています)</p> <p>特に風力、太陽光に反対です。なぜなら①設置の為に大規模な自然破壊を伴わざるを得ないこと、②安定供給が不可能でバックアップ電源(火力等)まで必要とする(ナンセンス)、③耐用年数も短く(20年?)あと始末(風車、太陽光パネル)の処理方法など明らかではない(使用済核燃料の始末と変らぬ問題があるのではないか)</p> <p>以上の理由で反対です。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>①景観、生態系へのご懸念に対し、環境影響評価を通じて影響を回避低減できるよう検討を行ってまいります。</p> <p>また、環境影響だけではなく、地盤の安定性、耐震性や突風等の自然現象に対する安全性の観点で、慎重に計画する必要があると考えております。この点についても、環境影響評価に係る調査と並行して、技術的な検討を進めてまいります。</p> <p>②2018年7月のエネルギー基本計画の見直しにより、再生可能エネルギーの割合22~24%とされており、風力発電については全体の1.4%を担っており、国のベースロード電源としても重要な位置付けであると認識しております。様々な電源の組み合わせの中で風力発電として可能な限り電力供給に貢献してまいります。</p> <p>③風力発電機的设计耐用年数は20年間となります。当社は風力発電事業者として責任を持って撤去対応いたします。そのための資金の確保など着実に実行してまいります。また、弊社の事例でも実際に20年経過したものを撤去しております。</p>

(意見書2)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>太陽光・風力両発電に反対する理由は役場設置の箱に入れておきましたが—</p> <p>住民にとってのもうひとつの大きな問題は健康被害です。建ってしまったからではどうすることも出来ず、先祖代々の家を放って引っ越したり、家を守らねばと住み続け、夜は車で影響の及ばない場所まで移動して車中泊をくり返す。それも出来ない人は不眠のまま昼は畑仕事。体をこわして亡くなってしまう人々。因果関係がはっきりしないという理由で家族ですら近所や親類の人にさえ訴えることも出来ず、まして設置責任のある事業者さんには声も届かず、把握もされていないのでは?</p> <p>しかし、『方法書』によると低周波、超低周波の影響は認めておられるのですから、すでに稼働している風力発電施設の地域での聞き取り調査など広範に行って頂いて住民及び家畜にどのような不都合が起きているのか結果をまとめ公表して下さいを切に切に希望致します。</p> <p>以上</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>低周波音について、環境省は「風力発電施設から発生する騒音手法に関する指針」(環境省、平成29年)公表に先立ち、国内外の文献調査、各種実験等を2009年より継続研究した結果では、聞くことができる低周波音は騒音と同様に影響評価することが適切であり、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ることで、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています(「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」2018年11月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)。</p> <p>また、当社実績においても風力発電機の近くで、メンテナンスなどをする作業員や周辺の住民の方から、超低周波音の影響により健康被害を生じたという報告もございません。</p> <p>本事業において、騒音等について環境影響評価を行い、適切な環境保全対策をすることで、周辺の住民の皆様健康被害が及ぶことのないように事業計画を検討してまいります。</p>

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>4/9 投箱に続き 2 度目の意見です。他方面に渡り細かく調べられているのはよく分りますが、風力発電設備に於て、風速の平均値 (1.1m/s) って意味あるのかなあ、いきなりの疑問でした。又砂岩、泥岩、互層というのはやわらかいイメージで大丈夫？動植物の生態系についても和歌山県としては重要な地形 6 ヶ所を上げているとのこと。</p> <p>果して地元の要望があるにしても、巨大建造物を沢山並べ建てられることに耐えられる地形なのか。</p> <p>20 年経た時点で撤去すると明記されていますが、たった 20 年、発電量も不安定、多すぎるとストップせねばならぬという理不尽な事業の為に、山 (地形) を崩し、大金をかけてまで設置する意味はどこにあるのでしょうか。</p> <p>事業者のメリットはともかく、地元及び町民、県民にとってはデメリットしかないのではないかと。</p> <p>そして私が反対する一番の理由は、低周波、音圧波の問題。低周波については貴社も認められておられますね。和歌山でも被害者は多く出ていますし、亡くなられた方もいます。一人の友人からは悲鳴のような訴え (苦しみ) を聞かされ続けましたから。孤独死に至るまでの 4 年間。</p> <p>動植物の生態系については詳細な調査報告をされているようですが (まだ読んでいない) 最寄りの住居まで 800m などという近さに人が住んでいることが分かりながら、人及び家畜への影響の調査はされないのでしょうか。環境省が認めようが認めまいが現実的には多くの症例が出ていますし、調査する気持ちがあれば出来るのではないですか。</p> <p>是非御社の力をもって、人及び家畜への影響調査もして下さることを強く求めます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘の風速については、気象観測所の観測値であり低い結果ですが、本事業計画地では弊社既設発電所および現地風況観測調査により、風力発電を行う上で十分な風速があると考えております。</p> <p>地盤については、造成計画に際して、当地の雨量特性および土質条件を考慮した上で、専門家の知見を活用しながら検討を行ってまいります。また、今後本事業計画地においても、現地での地質調査等を実施し十分把握するよう対応いたします。</p> <p>2018 年 7 月のエネルギー基本計画の見直しにより、再生可能エネルギーの割合 22~24%とされており、風力発電については全体の 1.4%を担っており、国のベースロード電源としても重要な位置付けであると認識しております。様々な電源の組み合わせの中で風力発電として可能な限り電力供給に貢献してまいります。</p> <p>景観、騒音等、生態系などご懸念事項について環境影響評価に取り組むとともに、今後とも住民の皆様のご意見を頂戴しながら、事業計画を検討してまいります。</p> <p>また、環境影響だけではなく、地盤の安定性、耐震性や突風等の自然現象に対する安全性の観点で、慎重に計画する必要があると考えております。この点についても、環境影響評価に係る調査と並行して、技術的な検討を進めてまいります。</p>

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
4	<p>ある日、山の方を見ると、山の木が切られ、すいているのに気付きました。その前にチェーンソーの音がやかましく、どこかの木を切っているのかと苛立ちを覚えていました。えっ、あんなところに風車をたてられると、正面に音が聴こえるじゃないかと実感しました。</p> <p>そこに住む者にとって不安はいっぱいです。なぜ？巨大な風車を地盤の悪い所にたてるのか？風で羽が飛んでしまったり、折れたりする物を。地すべりが起こって私の住んでいる所に被害があっても、想定外と言って終わりじゃないですか？山くずれの怖さは何回も経験していることなのに、金儲け優先は許せません。説明会では、企業の答弁だなあと強く思ったのです。</p> <p>鳥の調査も形だけじゃないですか。ツキノワグマ、ホンダギツネ (知っていますか)、フクロウ、たかなど貴重な動物が居るのです。実際にわたしたちは出会い、声を聴いているのです。住む場所に低周波音は人間にも動物にも必ず影響があります。</p> <p>今回、宇井苔の人達だけの問題ではないのです。下流に住む修理川にも多大な影響があります。</p> <p>地消地産のエネルギー政策を望みます。朝起きて風車をながめたくは無いです。目覚めが悪いです。</p>	<p>景観、騒音等、生態系などご懸念事項について環境影響評価に取り組むとともに、今後とも住民の皆様のご意見を頂戴しながら、事業計画を検討してまいります。</p> <p>また、環境影響だけではなく、地盤の安定性、耐震性や突風等の自然現象に対する安全性の観点で、慎重に計画する必要があると考えております。この点についても、環境影響評価に係る調査と並行して、技術的な検討を進めてまいります。</p>

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>反対の意見が多いのに進めるのですか。 住民合意はとれますか。 2000～3400kw という範囲ではシミュレーションもできないと思います。 環境や体への影響、土砂災害への対応はできないと思います。 何かあれば事業者は責任をとれるのですか。 設置後 20 年たてばどうなるか心配します。 第 1 期の風力事業は地元雇用や活性化にどのようにつながっていますか？ 立地協定書を地元と結んでいるのですか。</p>	<p>景観、騒音等、生態系、ご懸念事項について環境影響評価に取り組むとともに、今後とも住民の皆様のご意見を頂戴しながら、住民の皆様の理解が深まるよう事業計画を検討してまいります。</p> <p>また、環境影響だけではなく、地盤の安定性、耐震性や突風等の自然現象に対する安全性の観点で、慎重に計画する必要があると考えております。この点についても、環境影響評価に係る調査と並行して、技術的な検討を進めてまいります。</p> <p>風力発電機的设计耐用年数は 20 年間となります。当社は風力発電事業者として責任を持って撤去等対応いたします。</p> <p>中紀ウインドファーム事業では、建設工事への地元企業の参画など地域貢献への取組を行っております。立地地区とは相互協力、風車の撤去などを御約束しております。</p>

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
6	<p>貴社が設置を進めている風力について反対の立場から私の意見を申し上げます。原発反対の立場から、電気作る方法として、今日自然エネルギーの重要性について理解している積りです。風力絶対反対ではありません。海上に設置する案もあるようですね。しかし貴社が進めようとしている場所が適当かどうか、私は景観としての眺望権、そして人々が毎日生活している環境権と言う観点から考えてみたいと思います。例えば富士山に風力を立てると言ったら環境庁は OK するでしょうか。許可しないことが明らかです。又和歌山城に風力を立てると言ったら和歌山の県知事は NO と言うでしょうね。白馬山系は右高野と言う標識の存在も知られている通り、昔の熊野詣の人達が通ったのではないかと想像されます。この人達が巨大な風力をみたら何と言うのでしょうか。又この山裾で生活してきた人々、又観光でドライブに来た人々はこの山並が風力が立つことによって景観が壊されてしまうことを、どのように思うのでしょうか、その時は明確には現れなくても、時の積み重の中で人々の心理に与える影響は人間性に大きな負荷となっていくのではないのでしょうか。企業は最小の投資で最大の利益を追求することが第一の目的ですよ。貴社がそれだけを追求していると思いません。私としては住民の一人としてどうしても以上の意見を申し上げたく、一筆書きしたためました。</p>	<p>景観、騒音等、生態系などご懸念事項について環境影響評価に取り組むとともに、今後とも住民の皆様へのご理解が深まるよう努め、ご意見を頂戴しながら、事業計画を検討してまいります。</p> <p>また、環境影響だけではなく、地盤の安定性、耐震性や突風等の自然現象に対する安全性の観点で、慎重に計画する必要があると考えております。この点についても、環境影響評価に係る調査と並行して、技術的な検討を進めてまいります。</p>

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
7	<p>方法書を読み、知事意見も読み、説明会に参加しましたが、疑問は多く残りました。次の4点からこの事業に反対します。</p> <p>①配慮書の時にも書きましたが、白馬山系にはすでに他社の広川・明神山風力発電所、白馬ウインドファーム、御社の広川・日高川ウインドファーム、現在工事中の中紀ウインドファームなど、すでに69基もの風車に囲まれています。さらに今回は3400KWという巨大風車15基が計画され、その複合的影響が知事意見でも懸念されています。事業者の回答は「考慮した上で」としていますが、複合的影響についてどういう考慮をするのか具体的言及はありません。もうこれ以上山を削るのはやめてほしい。</p>	<p>対象事業実施区域の周囲に存在する既存の風力発電施設との累積的な影響の予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討してまいります。</p>
8	<p>②今回3400KWのような巨大な風車について、半径54mもの羽根の運搬について、御社のつい昨年の説明では40mが限界、ということでありましたのに、今回は技術革新で可能になったということですが、10mも長くなった羽根を運ぶのに御坊市の道路も拡幅が必要なく行われる、という説明はもっと具体性が必要です。</p>	<p>今後は最新の輸送機器の利用も含め、輸送可能性を検討した上で風車機種の選定を行い、具体的な輸送方法を説明してまいります。</p>
9	<p>③何よりも、全域森林法で保安林となっているところで、極めて自然度が高い地域に、保安林解除の手立て（この手立て、というのも具体的説明は聞けませんでした）をとってまで、CO2を吸収する山林を伐採する神経が理解できません。3000KW以上は御社の事業でも山頂を伐採するようなことはしていません（平地という説明でした）。「二酸化炭素を減らし、地球温暖化の危険を回避するため」の再生可能エネルギーの理念から全く外れています。</p>	<p>今後の手続きにおいては、行政と協議の上、保安林との共生を図りつつ計画を検討してまいります。</p>
10	<p>④白馬山系は、現在御社が工事中の現場を見ても法面の崩れがあちこち見られますように、褶曲山脈であり、砂岩・泥岩の崩れやすい土質であると専門家が指摘しています。ビルの耐震基準と同じというけれど、崩れやすいと言われる山に84基もの巨大風車設置は平地のビル建設と同じでしょうか。集中することに自然破壊、自然災害の恐れを感じます。</p>	<p>環境影響だけではなく、地盤の安定性、耐震性や突風等の自然現象に対する安全性の観点で、慎重に計画する必要があると考えております。この点についても、環境影響評価に係る調査と並行して、技術的な検討を進めてまいります。</p>

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
11	<p>反対の立場で意見を述べます。</p> <p>自然エネルギーの普及は大事と考えていますが、CO₂を吸収する森林を破壊するのは本末転倒。対象区域は保安林です。そこを指定回避や、指定解除、地質変更、もしくは作業許可の申請を予定すると。こんなことが一業者に許されるべきではないと思います。そして専門家からの意見として書かれています、 「白馬山の西側林道との接合部まで区域削減したことは評価、留意すべき点として、生物の夜間調査が必要とか、東側にりん接する白馬山から動物相の供給が推測されるから、西側で現在建設中の中紀 WF よりも環境が良い区域であり、しっかり調査してほしい」と、この専門家はぜひ分事業者側に依った意見を書かれていますね。今工事中の山域はもはや野性動物の生きられる山域ではなくなっています。動物相の供給が推測されるなどと、あまりにも現場を見ない意見。白馬山系全体が健全な山として、保全されなくて、この地域の重要な自然環境のまとまりの場として「自然植生、保安林、特定植物群落、天然記念物が分布する貴重な自然を守ることは絶対に出来ない。今進められている一期工事がどれだけ大きな環境破壊をおこしているか多くの人に見に行くことを進めています。</p> <p>和歌山の大切な「山波」をこわしてはいけません。もっと自然に謙虚な学者さんの多くの意見をよく聞いて下さい。</p>	<p>保安林の指定解除等については、関係機関との協議のうえ、適切に手続きを進めてまいります。</p> <p>また、専門家から頂いたご意見についてですが、本事業による動植物への影響、留意すべき点等といったご意見を頂くにあたり、当該地域の動植物の生息・生育状況に精通した専門家からご意見を頂くことが重要と考えており、この観点から専門家を選定しております。そのため、決して現場を見ていない意見ではないと考えており、今後、専門家に頂いたご意見を踏まえた適切な手法、期間等に沿った現地調査を実施してまいります。</p> <p>また、現地調査の結果を踏まえ、改めて専門家等にご意見を頂きながら、重大な影響があると判断された場合には、事業計画の見直しを含め、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
12	<p>防災上から。</p> <p>砂防指定地、急傾斜ほう壊地、地すべり防止地域、土砂災害特別けいかい地域になっている、この地に3400KWもの風車を建設するとは暴挙です。昨今の異常気象、温暖化の進行する中で。</p>	<p>環境影響だけではなく、地盤の安定性、耐震性や突風等の自然現象に対する安全性の観点で、慎重に計画する必要があると考えております。この点についても、環境影響評価に係る調査と並行して、技術的な検討を進めてまいります。</p>
13	<p>☆樹木伐採について。「伐採材は適切に処理する」と書かれています、現在進行中の第一期工事を見ていますと、とても適正に処理されているとは見えません。谷に投げ込まれていました。</p> <p>有価物や炭に再資源として使われるなら、どのような業者に引きとられるのか公表して下さい。</p> <p>☆掘削盛土の量は地域内ですべて処理する、場外へは搬出しません。第一期工事現場は大型トラックに土が積まれ、行き交っているのはどこから土を運んでいるように見えました。</p> <p>上記☆印の2点、現在進行中の工事現場を見ても谷への盛土は大変危険なことではないでしょうか。</p> <p>もともと白馬スーパー林道は、尾根すじに林道をつけています。このこと自体、自然破壊の原因です。常に土砂くずれがおきています。そこを更に開発するのですから、地域住民にとっては大きな不安です。</p> <p>林道そのものも地域住民にとっては「何の恩恵もなかった」と言われています。この風車が立つことも地域には大変迷惑なことです。</p> <p>低周波問題も心配ですが、何よりも建設されては困るので、健康被害問題はここでは書きません。</p> <p>以上よろしく申し上げます。</p>	<p>現在工事の中紀ウインドファームの工事現場においては、施工中であるため伐採木や根株などが現地にあります。順次搬出を行っており、放置することはありません。</p> <p>また、中紀ウインドファーム工事における土砂の移動については、事業地内での移動であり、場外への搬出、また場外からの搬入はございません。</p> <p>騒音等ご懸念事項について環境影響評価に取り組むとともに、今後とも住民の皆様のご意見を頂戴しながら、事業計画を検討してまいります。</p>

(意見書 9)

No.	意見の概要	事業者の見解
14	<p>しぜんはかいやていしゅうのはのっせいする風力発電は、やめて下さい。</p>	<p>ご懸念事項について環境影響評価に取り組むとともに、今後とも住民の皆様のご意見を頂戴しながら、事業計画を検討してまいります。</p>

(意見書 10)

No.	意見の概要	事業者の見解
15	<p>予定区域は、尾根を挟んで両側にクマタカが複数繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。したがって、方法書にある「重大な影響を回避又は低減できる可能性が高い」と判断するのは早計で、調査結果をもとに「計画の中止」もしくは「計画の大幅な変更」も検討すべきである。そのためにも、この区域のクマタカの生息状況（営巣中心域、行動圏等）を詳細に調査していただきたい。</p> <p>また、今回の影響予測評価のためにも、西側に隣接するウインドファームの、事前モニタリング調査結果、環境影響予測評価、事後モニタリング調査結果を専門家に開示し、意見を求めてもらいたい。</p>	<p>ご指摘の通り、中紀ウインドファームおよび広川・日高川ウインドファームでの知見を活用し、今後の影響予測評価を行ってまいります。</p> <p>また、環境影響評価及び事後調査の実施に際しては、専門家の方のご意見を頂きながら引き続き取り組んでまいります。</p>
16	<p>調査方法に関して、下記の点を指摘しておきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タカ渡りの調査として春季は5月に設定されているが、この区域で最も多いサシバの渡りは、3月下旬から4月上旬である。 ・秋季のタカ渡り（サシバ、ハチクマ）の時期は、9月下旬から10月上旬である。 ・タカ渡りの調査は、連続した調査が必要で、その最盛期に最低でも1週間連続の調査（雨天時は除く）が必要である。 	<p>ご指摘頂きましてありがとうございます。今後の現地調査の際には参考にさせていただきます。</p>
17	<p>専門家によるヒアリングだけで「タカ渡りの大きな群れは確認されていない」とあるが、これは調査されていないだけで、「調査したが確認されていない」という意味ではない。この山脈の延長線上である日の岬では、毎年多くのタカ渡りが観察されていることから、この山脈沿いを多くのタカが通過していることは容易に推測できる。したがって、タカ渡りの調査は、最低でも2シーズン、各シーズン1週間以上の調査が必要である。具体的な調査法については、当地方のタカ渡りに詳しい専門家の意見を十分聞いた上で実施すべきである。</p>	<p>タカ類を含め、鳥類の渡り調査については、春季（3月、5月）及び秋季（9月、10月）に実施し、当該地域における渡り鳥の飛翔ルート、飛翔高度等を把握してまいります。現地調査にあたっては、専門家からのご意見を踏まえた適切な手法で実施してまいります。</p>

(意見書 11)

No.	意見の概要	事業者の見解
18	<p>■コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい</p> <p>国内では、すでに多くのコウモリが死んでいる。そのため、清明な風力発電事業者は、コウモリ類の保全措置としてフェザリングやカットイン風速を調整するなどの稼働制限を行うことを表明した。大変すばらしいことだと思う。是非、本事業者も検討してほしい。ただし、保全措置は事業者の主観ではなく、現地調査結果及び予測結果を踏まえるべきである。</p>	<p>今後の調査および有識者の助言も踏まえ、実行可能な範囲で影響の回避・低減をはかってまいりたいと考えております。なお、国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階です。今後も新たな知見を収集し、取り得る保全措置について検討いたします。</p>
19	<p>■コウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでもかまわない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	<p>現時点での調査手法では、コウモリ類の重要種に限定した結果は導き出すのは難しく、重要種以外のコウモリも含めた予測・評価や保全をすることになると考えております。方法書にお示した手法に沿った現地調査を実施し、当該地域におけるコウモリ類の生息状況を把握してまいります。その結果を踏まえて、適切に影響を予測、評価してまいります。</p>

(意見書 11 の続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
20	<p>■P277 バットストライクの予測は『定量的』に行うこと</p> <p>事業者が行う「コウモリ類音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）。</p> <p>よって、バットストライクの予測を「定量的」に行い客観的数値で示すこと。</p>	<p>現時点では、定量的に年間予測衝突数を算出するために標準化された方法は公表されていないものと考えておりますが、引き続き、国内における最新の科学的知見の収集に努めてまいります。</p>
21	<p>■専門家へのヒアリング年月日を記載したことは評価される</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
22	<p>■コウモリの捕獲調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（うけさせる）べきだ。 ・6月下旬-7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハーブトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣すべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということ絶対にしないこと）。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類の捕獲許可申請の際には、関係機関へ適切な手続きをするとともに、捕獲に際しては専門家からのご指導を仰ぐようにいたします。 ・専門家の意見を踏まえつつ、適切な時期に捕獲調査を実施してまいります。 ・捕獲調査の際には、かすみ網を併用してまいります。 ・捕獲したコウモリ類については、麻酔せず、種名、性別等を記録した後、すみやかに放獣いたします。 ・ハーブトラップを使用する際には、複数回見回るようにいたします。 ・捕獲した個体は持ち帰り飼育いたしません。 ・捕獲した個体は素手で扱わないようにいたします。 ・冬眠中の個体については、覚醒させないように留意して調査を実施いたします。 ・冬眠中の個体は捕獲いたしません。
23	<p>■P289 コウモリ類音声モニタリング調査地点について</p> <p>音声モニタリング調査地点が3か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較」するつもりならば、すべての風力発電機設置位置（15か所）において調査するべきではないのか。</p>	<p>音声モニタリング調査地点については、風力発電機の設置予定範囲近傍に設定しており、該当範囲をカバーできるよう、調査地点選定時に留意いたしました。</p>
24	<p>■音声モニタリング調査の期間について</p> <p>音声モニタリング調査を4月から11月まで連続で行うことは評価される。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
25	<p>■バットディテクターによる調査時間について</p> <p>バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。</p>	<p>調査時間については、ご指摘頂いた点に留意して調査を実施してまいります。</p>
26	<p>■バットディテクターによる調査について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。</p> <p>なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>バットディテクターの探知距離について、実測した結果をまとめ、今後の図書に記載いたします。マイクの設置方向についても記載するようにいたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
27	<p>■「回避」と「低減」の言葉の定義について</p> <p>事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「影響の低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。</p> <p>事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>	<p>「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」(一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成 29 年)に記載されているとおり、以下のように考えております。</p> <p>回避: 行為(環境影響要因となる事業における行為)の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する(発生させない)こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。</p> <p>低減: 何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。</p> <p>引き続き、新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない適切な保全措置について検討してまいります。</p>
28	<p>■回避措置(ライトアップアップの不使用)について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。</p>
29	<p>■回避措置(ライトアップアップの不使用)について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘因を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	<p>ご指摘も踏まえ、コウモリ類への影響を低減するための環境保全措置は「ライトアップの不使用」以外にも現地調査結果や専門家の助言、最新の国内での知見なども踏まえ、検討してまいりたいと考えております。</p>
30	<p>■コウモリ類の保全措置(回避)について</p> <p>樹林内に建てた風車や、樹林(林縁)から 200m 以内に建てた風車は、バットストライクの高リスクだが、これまでの研究でわかっている。低空(林内)を飛行するコウモリでさえ、樹林(林縁)から 200m 以内ではバットストライクの高リスクになる。よって、風力発電機は樹林から 200m 以上離すこと。</p>	<p>バットストライクに係るリスクについては現地調査結果や専門家等からの助言を踏まえ、適切に予測いたします。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
31	<p>■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110~111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)</p>	<p>当方法書において、ご指摘の保全措置の記載はしていません。保全措置については、国内外における最新の知見を収集してまいりたいと考えております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
32	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定すること（低減措置）』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。</p>	<p>コウモリ類と風力発電機に係る研究については、現在様々な角度で実施されていると思います。それらの知見を適宜収集し、また、専門家等からの助言を踏まえ、必要に応じて効果的な環境保全措置を検討してまいります。</p>
33	<p>■コウモリ類の保全措置（低減措置）について</p> <p>コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値をあげること」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげれば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？</p>	<p>ご指摘の事例は、海外の文献より、一部の事業で実施されていることを認識しております。まずは、現地調査を実施し、有識者からのヒアリングを踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
34	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。</p> <p>保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>最新の国内の研究成果や有識者からのヒアリング、また、現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
35	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業論理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>事前段階における環境保全措置の検討については、上述のとおり多面的に検討してまいります。</p>
36	<p>■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 3</p> <p>上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。</p>	<p>事前段階における環境保全措置の検討については、上述のとおり多面的に検討してまいります。</p>
37	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につながるべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。</p> <p>コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。</p> <p>『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。</p>	<p>当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいりたいと考えております。</p>

(意見書 11 の続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
38	<p>■月 2 回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている。仮に月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。</p>	<p>コウモリ類についてはまだ不明な点が多いと考えており、ご指摘頂いたことを踏まえ、バットストライクに係る事後調査については、最新の事例を収集しながら、専門家等からの助言を踏まえ、内容を検討してまいります。</p>
39	<p>■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>意見は要約せず、全文公開いたします。</p>

(意見書 12)

No.	意見の概要	事業者の見解
40	<p>今、風車を建てるのは「反対」だ。 山岳誌「山と溪谷社」は、白馬山を次のように、紹介してくれている。『旧高野・龍神街道』に、かつてのロマンを垣間見ると記載され、『紀伊続風土記』には、「此辺の高峰なり。白馬の志良は、著明意（シルキ）にて、著場（シラバ）の義なり。特出の山をいふらむ」と山名の由来が記されている。広域には、世界遺産にも登録される地域であり、もっと地域をもうけの対象としてではなく、文化の地としての認識を持って欲しい。お金になるのであれば、山でも建造物でも、お金に換えていく人は、地域でも多く、業者が買うと言えば、売ってしまう風潮は、増々強まっていく。“紀の国（樹）、紀州は風車の国” になってしまった。和歌山の南端に向けて車を走らせていくと、やがて風車の林。森を抜けて、本宮・那智の滝等の世界遺産に至ると、和歌山県は紹介されていく世の中になっていくのだろう。自分達と文化を大事にしないで、業者はもうけが減れば、この地を去っていくだろう。ここに住む人々には、拝金主義が残って、美しい風景と文化は、伝統は、残ってはいかないだろう。 景観や、自然を破壊しないで“風の力”を活かす研究を、成しとげてから事業を検討してもらいたい。それが、企業倫理ではないのか。 以上</p>	<p>景観などのご懸念事項について環境影響評価に取り組みとともに、今後とも住民の皆様のご意見を頂戴しながら、事業計画を検討してまいります。 住民の皆様の風力発電への理解が深まるよう、引き続き取り組んでまいります。</p>

(意見書 13)

No.	意見の概要	事業者の見解
41	<p>予定区域は、尾根を挟んで両側にクマタカが複数繁殖しており、それらの行動圏はほぼすき間なく並んでいると思われる。したがって、方法書にある「重大な影響を回避又は低減出来る可能性が高い」と判断するのは早計で、調査結果をもとに「計画の中止」もしくは「計画の大幅な変更」も検討すべきである。そのためにも、この区域のクマタカの生息状況（営巣中心域、行動圏等）を詳細に調査していただきたい。 また、今回の影響予測評価のためにも、西側に隣接するウインドファームの、事前モニタリング調査結果、環境影響予測評価、事後モニタリング調査結果を専門家に開示し、意見を求めてもらいたい。</p>	<p>ご指摘の通り、中紀ウインドファームおよび広川・日高川ウインドファームでの知見を活用し、今後の影響予測評価を行ってまいります。 また、環境影響評価及び事後調査の実施に際しては、専門家の方のご意見を頂きながら引き続き取り組んでまいります。</p>

(意見書 13 の続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
42	<p>調査方法に関して、下記の点を指摘しておきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タカ渡りの調査として春季は5月に設定されているが、この区域で最も多いサシバの渡りは、3月下旬から4月上旬である。 ・秋季のタカ渡り（サシバ、ハチクマ）の時期は、9月下旬から10月上旬である。 ・タカ渡りの調査は、連続した調査が必要で、その最盛期に最低でも1週間連続の調査（雨天時は除く）が必要である。 	<p>ご指摘頂きましてありがとうございます。今後の現地調査の際には参考にさせていただきます。</p>
43	<p>専門家によるヒアリングだけで「タカ渡りの大きな群れは確認されていない」とあるが、これは調査されていないだけで、「調査したが確認されていない」という意味ではない。この山脈の延長線上である日の岬では、毎年多くのタカ渡りが観察されていることから、この山脈沿いを多くのタカが通過していることは容易に推測できる。したがって、タカ渡りの調査は、最低でも2シーズン、各シーズン1週間以上の調査が必要である。具体的な調査法については、当地方のタカ渡りに詳しい専門家の意見を十分聞いた上で実施すべきである。</p>	<p>タカ類を含め、鳥類の渡り調査については、春季（3月、5月）及び秋季（9月、10月）に実施し、当該地域における渡り鳥の飛翔ルート、飛翔高度等を把握してまいります。現地調査にあたっては、専門家からのご意見を踏まえた適切な手法で実施してまいります。</p>

(意見書 14)

No.	意見の概要	事業者の見解
44	<p>下記の理由により、対象事業実施区域の位置の変更および渡り鳥の調査方法の変更を求める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周辺には複数の国内希少種に指定されているクマタカが繁殖しており、風力発電施設の建設により生息地放棄およびバードストライクによる繁殖放棄を引き起こすものと予測する。クマタカの繁殖に影響がないよう、繁殖地以外の場所に対象事業実施区域を変更すべきである。 	<p>今後の環境影響評価において、クマタカについて適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討してまいります。</p>
45	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周辺は猛禽類の渡りの経路となっており、春季の渡りのピークは3月下旬から4月上旬（主にサシバ）、秋季の渡りのピークは9月下旬から10月上旬（サシバ・ハチクマ）である。貴社が方法書の中で設定している渡り鳥の調査時期はこれらと一致していないので、一致するように変更すべきである。また、1回の調査は少なくとも1週間は連続して実施すべきである。 <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>ご指摘頂きましてありがとうございます。今後の現地調査の際には参考にさせていただきます。</p>

(意見書 15)

No.	意見の概要	事業者の見解
46	<p>中紀第二ウインドファーム事業の建設に反対します。</p> <p>①白馬山の山頂付近にずうっと幅広く山頂がけざれると、ゲリラ豪雨が起きた時、雨水が山に吸われなくなり大きな山崩れが心配です。特に宇井苔附近は、雨が降る場所です。設置場所（土地）は補強されるそうですが、そこより下側が大洪水が予想されます。工事中の第一ウインドファームの建設近くでも道路に土砂が流れ出ている所があるため、第二期工事はとても不安です。</p>	<p>環境影響だけではなく、地盤の安定性、耐震性や突風等の自然現象に対する安全性の観点で、慎重に計画する必要があると考えております。この点についても、環境影響評価に係る調査と並行して、技術的な検討を進めてまいります。</p> <p>建設中の中紀ウインドファームにおいては、工事の影響監視のために下流河川の確認を行っておりますが、現在のところ大きな影響は出ていない状況です。同様に大規模な土砂流出についても確認はされておりますが、引き続き、周辺への影響を注視しながら工事を実施してまいります。</p>

(意見書 15 の続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
47	<p>②風力発電器についても、海南省有田川町山頂附近に計画されている超大型風力発電器と高さがたった 2m しか低くありません。そのため低周波の被害も範囲はさらに広く影響しそうです。</p> <p>低周波の体への被害が現れるのは設置から半年～1 年程経ってからだそうで、説明会では納得がいくものではありませんでした。</p>	<p>騒音等のご懸念事項について環境影響評価に取り組み、周辺への影響を回避低減できるよう事業検討を行ってまいります。</p>
48	<p>③自然エネルギーの買取りに係る私共が支払う再生エネルギーの料金もずいぶん高くなって来ています。</p> <p>会社としては、国から受取る助成金もかなりなものだと聞いていますが、私達の家計も圧迫されているのが現状です。</p> <p>以上の理由により風力発電の設置に反対します。</p>	<p>風力発電を含め、太陽光発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電といった再生可能エネルギーの導入促進のため、国による固定価格買取制度があり、電気を使用するすべての方が、再エネ賦課金という形で、月々の電気料金と併せて負担しています。</p> <p>これは再生可能エネルギーの普及を進め、エネルギー自給率の上昇による化石燃料への依存度の低下、燃料価格の変動による電気料金の乱高下を抑えるといった目標があるものですので、ご理解いただけますと幸いです。</p>
49	<p>中紀ウインドファーム風力発電計画（15機追加）に反対します。</p> <p>今回の15機追加設置計画については、現在工事中の風車に比べ大型化されている。このため騒音被害が更に大きくなる事は明らかであり、特に低周波騒音については大きくなり影響を受ける範囲は広がる心配がある。</p> <p>低周波被害については個々人により影響を受ける程度が異なる事、医学的な証明がされにくい事などから企業側が被害を認めない事例が殆どである。</p> <p>貴社もこのような事例が発生すれば同様に因果関係を認めないと考えられる。</p> <p>以上の理由でこの計画には大反対です。</p> <p>(貴社がこうした事例が発生すれば誠意を持って対応しますと確約できる勇気のある会社であってほしいものです)</p>	<p>低周波音について、環境省は「風力発電施設から発生する騒音手法に関する指針」(環境省、平成 29 年)公表に先立ち、国内外の文献調査、各種実験等を 2009 年より継続研究した結果では、聞くことができる低周波音は騒音と同様に影響評価することが適切であり、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています(「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」2018 年 11 月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)。</p> <p>また、当社実績においても風力発電機の近くで、メンテナンスなどをする作業員や周辺の住民の方から、超低周波音の影響により健康被害を生じたという報告もございません。</p> <p>本事業において、騒音等について環境影響評価を行い、適切な環境保全対策をすることで、周辺の住民の皆様健康被害が及ぶことのないように事業計画を検討してまいります。</p> <p>また、低周波音等の被害について当社事業において申し出があった場合は、原因の究明など責任を持って対処させていただきます。</p>

(意見書 16)

No.	意見の概要	事業者の見解
50	<p>地域のことを想うなら、すぐに事業を中止してください。</p> <p>緑の山と川の中に自然を破壊してまでの風力発電はいらない。</p> <p>低周波で体調健康が悪くなり、亡くなった方がいます。</p> <p>関係はないとか言っていないで調べて、それについての DVD などを社内で見ても知識を広めてください。</p> <p>この場所は風力発電に向いていると言われていましたが、風力に向いている根拠は何でしょうか。数字データなどで具体的に示して下さい。</p> <p>くずれやすい地質、そこまで道をつけるための森林破壊向いているとは思えません。土砂くずれがおきた場合はどう責任をとられるのでしょうか。</p> <p>高野山で風力を建てないのは、風景を大切にしているから反対されるからでしょうか。</p> <p>私もこの土地の緑の山々を大切に思っています。そこに巨大な風力はいません。熊野古道や高野に続く道に建てないでください。</p>	<p>景観、騒音等ご懸念事項について環境影響評価に取り組みとともに、今後とも住民の皆様のご意見を頂戴しながら、事業計画を検討してまいります。</p> <p>本計画地は弊社の風況調査により、平均風速が観測高で約 6.3m/s という結果であり、風力発電の適地であると考えております。</p> <p>造成計画にあたっては、当地の雨量特性および土質条件を考慮した上で、専門家の知見を活用しながら検討を行っていくとともに、今後本事業計画地においても、現地での地質調査等を実施し十分把握するように対応いたします。</p> <p>また、当社事業に起因して発生した事象については当社の責任で誠意をもって対応をさせていただきます。</p>

(意見書 16 の続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
51	<p>1 基廃棄するのに約 1 億円かかるとのことでした。風力建てるのに 3 億円。20 年動かして 1 年 2000 万円以上。それだけの収入があるのでしょうか。建てて補助金、FIT だけが目的なのでしょうか。赤字になるなら建てる必要があるのでしょうか。</p>	<p>事業を計画するうえで、持続可能な事業計画となるように採算性も考慮して検討を進めております。赤字になるという想定はしておりません。</p>
52	<p>前回も名前も住所もあかし意見書を書きましたが、それに対する答えはないのでしょうか。あるならここに公開されているのでしょうか。ひかえもっておりますので、1 件ずつきちんと回答おねがいします。それともただやったの事実を作るためだけなのでしょうか。</p>	<p>前回の(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業に係る環境影響評価配慮書へいただいたご意見は、今回ご意見をいただきました、(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業環境影響評価方法書にて回答させていただいております。</p>
53	<p>地域に貢献していきたいとのことですが、お金が入れば地域の貢献につながるのでしょうか。風力で災害がおき、景観が悪くなり、健康被害が出て、人が出て行ったら地域に貢献しているとは思えません。具体的に風力が建つと地域にとって何がいいのか示して下さい。</p>	<p>立地地区とは相互協力、風車の撤去などを御約束しております。稼働後の被害の申し出については、原因調査など誠意を持って対応させていただきます。風力発電所の立地による地域へのメリットとしては、固定資産税収入、建設および維持管理への地元企業の参画、地域行事・地元地区への協賛等となります。</p>
54	<p>保安林は、水源や土砂が流れ出ないよう大きな開発で土地があらされないように指定されています。そもそも保安林に建てるということ事態おかしいのではないのでしょうか。保安林解除までして建てる根拠を示して下さい。</p>	<p>今後の環境影響評価および設計において、保安林の機能に影響がないよう、行政と協議の上計画の検討を進めてまいります。保安林の解除を予定している理由は、風況調査等の結果、風力発電に適している地域であると判断したためです。今後とも、周辺環境及び保安林との共生を図りつつ事業化を検討してまいります。</p>
55	<p>今どんどん人工も減り、電力も余ってくると思います。今電力がこれ以上この地域にいるのでしょうか。他の地域に売るといことなら、そこはそこで発電すべきです。送電するのにどれだけのロスがあるかはもちろんご存じだと思います。これ以上電力が必要もないのにいりませんし、又は他の所に送るといなら地域のためには全くなっていないと思うのですが、どうでしょうか。</p>	<p>弊社が発電した電気は、当該地域だけで消費されるということはありませんが、その地域を含めて様々な所で消費されております。これ以上電力は必要ないとのことですが、将来の電源構成を考える上で、風力発電をはじめとした再生可能エネルギーの比率を上げることが必要であると考えております。</p>
56	<p>事業後(20 年後)原状回復するとうことですが、何百年かけて出来た森林山々をどうやって原状回復されるのでしょうか、破壊された森林は元には戻りません。</p>	<p>事業後の原状回復については、植林等の対応を関係各所と協議の上、対応してまいります。</p>
57	<p>今まで風力のことをいろいろ取り組んでこられたと思います。どうか地域のことを想うならこれ以上風力建てないで下さい。 今ある事業を大切にしていける。これ以上大きくしてどうしたいのでしょうか。建てて終わりではなかったはずで。社員の人にも風力で苦しんでいる人もいることをどうかきちんと教えてください。 いい事ばかりではなく、害もある。 残したいものはなにですか。 私は緑豊かな山々と自然です。 何度も言われていた誠意を持った対応しますの意味をもう一度よく考えてください。 5 月 25 日に低周波問題についての講演会がありますので参加して下さい。</p>	<p>景観、騒音等ご懸念事項について環境影響評価に取り組むとともに、今後とも住民の皆様のご意見を頂戴しながら、事業計画を検討してまいります。地域の皆様のお声をお聞きしながら、風力発電事業についてご理解が深まりますよう取り組みを行ってまいります。また、環境影響だけではなく、地盤の安定性、耐震性や突風等の自然現象に対する安全性の観点で、慎重に計画する必要があると考えております。この点についても、環境影響評価に係る調査と並行して、技術的な検討を進めてまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
58	<p>今回 3000kw の風力発電機が予定されていると知り、近隣住民の環境への影響を心配しています。10 ヶ月余り、風力発電について学んでまいりましたが、特に低周波音についての体への影響は切実であり、事業者のみな様にも十分に理解をしていただいた上、今後の事業計画の配慮を入念にさせていただきたいと願います。他社ではございますが、海南市下津、大窪地区には 1300kw の風車が建設、運行中です。約 850m の距離に民家があり、体調の悪化を自覚、引越しをされた ■■様という方に直にお話を伺いました。風車が建ち 3 ヶ月程して風邪をひき、その後なかなか体調が戻らず病院に行くが、そのうち耳鳴りに悩まされることになり、夜眠れなくなったそうです。(睡眠薬を飲み始める) 風車の音が気になり、そのせいだと事業者(ユーラス・エナジー)に伝えると二重サッシを設備する資金を与えられました。騒音対策にはならず、家全体が振動し、不快な音(のようなもの)が床から侵入してくるような感覚で、横になると耳鳴りがするので睡眠不足になり、自律神経失調症を発症、胸が締め付けられるような圧迫感を感じます。食欲がなくなる。病院に行っても、お薬は処方されるが症状は良くならないので、親戚の家に 10 日程世話になると、体調が良くなったのだそうです。家に戻りみかんの仕事から帰宅、シャワーを浴びて休もうとしたら、心臓の圧迫感と喉の渇きがひどくなり、救急車で搬送されたということでした。現在は引越しをされました。</p> <p>住み慣れた家で余生をのんびり暮したかった、と話されました。</p> <p>大窪(47 件)では 5 人(二軒)の方が風車の被害で引越されています。</p> <p>由良町にて風力発電の健康被害に合われた ■■様という女性の日記を読ませて戴きました。6 年間分、10 冊にもおよぶ日記には頭痛や不快感に悩まされ続けたことが、時には分刻みで書き残されていました。■■様は 72 才で亡くなられました。風力発電事業者はガス&パワー。以下、まとめたいです。</p> <p>頭痛、覆いかぶさってくるような音圧波、頭に響き続ける不快感、めまい、眼球が揺られて文字が読めない。</p> <p>同じ思いをしていないか、34 名の地域住民の方に電話で直接聞いてみる。</p> <p>やはり其々に不快感に悩まされ、頭痛を訴えている。頭痛薬を何箱も飲んでた人もいた。風力発電事業者に電話しても繋がらず、苦しさを訴えても対応する態度がない。由良町も対策をしない。町議会で風力発言の件を発言した議員が懲罰会議の対象になる。</p> <p>■■さんは現状を元に調査し、汐見氏の低周波音の研究と出会い、その危険性について知ることになる。全国的にも風力発電の被害の声が上がるようになり、事業計画地域に出向き、実体験を講演されてもいた。</p> <p>■■さんの死因は循環器不全。死後数時間経たれていてもあり、風力発電の低周波音が引き金になったのかどうか、因果関係は認められていない。</p> <p>和歌山県の風力発電の健康被害について、ドキュメンタリー映画があります。</p> <p>「風力発電の羽の下で」未だ解明されていない地域が多いです。You Tube に上がっていますので事業者のみな様に是非ご覧になって頂きたいです。</p> <p>2 月 6 日エコ・パワー中紀ウインドファーム事業内容の説明・騒音及び低周波音についての観測を行って戴きました。観測の結果を拝見しました。</p> <p>グラフで見た時に、論点が明らかに違うということが明確に理解できました。当然ですが安全性を表すことを優先されたグラフです。数値を平均化したのでは、低周波音のショックが体に影響があることが見分けられません。住民側の私達が知りたいのは、真逆の見解です。こうした感覚の相違を改全するために、私達も今後理解を深めようと企画している、低周波についての勉強会にお越し願えないでしょうか。時間外のお仕事かもしれませんが、今後のことを考えますと、風力発電事業者の方々に必要なお時間ではないかと、無難ながら申し上げます。</p> <p>どうぞご参加の方、宜しく願い申し上げます。</p> <p>注) ■■部は個人情報のため、伏字としました。</p>	<p>景観、騒音等ご懸念事項について環境影響評価に取り組むとともに、今後とも住民の皆様のご意見を頂戴しながら、事業計画を検討してまいります。</p> <p>低周波音について、環境省は「風力発電施設から発生する騒音手法に関する指針」(環境省、平成 29 年)公表に先立ち、国内外の文献調査、各種実験等を 2009 年より継続研究した結果では、聞くことができる低周波音は騒音と同様に影響評価することが適切であり、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています(「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」2018 年 11 月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)。</p> <p>また、当社実績においても風力発電機の近くで、メンテナンスなどをする作業員や周辺の住民の方から、超低周波音の影響により健康被害を生じたという報告もございません。</p> <p>本事業において、騒音等について環境影響評価を行い、適切な環境保全対策をすることで、周辺の住民の皆様健康被害が及ぶことのないように事業計画を検討してまいります。</p> <p>また、低周波音等の被害について当社事業において申し出があった場合は、原因の究明など責任を持って対処させていただきます。</p> <p>地域の皆様のお声をお聞きしながら、風力発電事業についてご理解が深まりますよう取り組みを行ってまいります。</p>

(意見書 18)

No.	意見の概要	事業者の見解
59	風力発電機からの住民への身体に影響が心配です	景観、騒音等ご懸念事項について環境影響評価に取り組むとともに、今後とも住民の皆様のご意見を頂戴しながら、事業計画を検討してまいります。地域の皆様のお声を聞きながら、風力発電事業についてご理解が深まりますよう取り組みを行ってまいります。

(意見書 19)

No.	意見の概要	事業者の見解
60	<p>(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業環境影響評価方法書ですが、各調査項目の調査方法が抽象的な表現が多く、具体的な説明が不足しています。</p> <p>この調査方法を採用した理由や妥当性の検証などの説明が不足しているため、調査方法として適正なのか、そもそもの疑問を感じます。</p> <p>加えて、疑問を感じるこの調査方法で得たデータや結果を基に、どのように評価するのか、その評価方法が記載されていない、または、具体的に書かれていません。</p> <p>例えば、「調査結果数値が、基準値の 60 を超えた場合、影響がある」など詳しく書くべきです。</p> <p>今回の計画予定地には、白馬山や白馬の滝といった知名度のある登山コースが含まれているにも関わらず、遠景による景観への影響、そして日常生活における景観への影響について、配慮するような調査になっていない点も、非常に不服です。</p> <p>風力発電事業の目的の 1 つの中に、地域活性化への貢献や地域の共生を目指す取り組みを含んでいますが、地域の自然に愛着をもつ方々や地域住民目線での配慮が欠如している点が多いです。</p> <p>この地域には不要な事業なので、直ちに、風力発電事業を中止してください。</p> <p>風力発電施設の建設後に発生する恐れのある低周波被害について、地域を去った住民が存在することから、被害発生のおそれが出たときの対応もきちんと示すべきです。</p> <p>地域活性化への貢献と地域の共生を目指すことと記載するのであれば、一番の不安である低周波被害への対応を明確に示すべきです。</p> <p>風力発電事業に関わる方々は、因果関係が示されていないと言いますが、</p> <p>建設後に立ち去った事実がある以上、低周波被害に関する部分は慎重かつ適正な調査と評価を行い、発生時の対応を書面という形で示すべきです。</p> <p>風力は通電の建設により、不安を感じる、不快に感じる方がいることを理解しているのであれば、丁寧に示すことが真摯な対応です。</p> <p>説明会の時にも感じましたが、真摯な対応を行うと言っていますが、住民側が真摯だと実感できる対応でないと、それは真摯な対応とは言えません。</p> <p>繰り返しますが、示された調査方法の採用理由、妥当性の検証などが説明不足です。評価方法についても、中身がない説明で、内容が明確に示されていない上、そもそも評価方法として適正に義理問を感じる、非常に稚拙な内容です。</p> <p>稚拙な調査に基づき行う稚拙な評価で、風力発電施設を建設してほしくないですし、説明会での対応を見る限り、建設後の対応にも不安を感じるため、この事業は直ちに中止してください。</p>	<p>今後の手続きにおいては、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果については具体的に準備書に記載いたします。</p> <p>なお、景観調査については、方法書 p. 320 及び 321 のとおり、主要な眺望点として住宅等の存在する地区(生活環境の場)及び和歌山県民にとっては非常に重要な観光スポットである生石高原を選定しております。</p> <p>本事業において、騒音等について環境影響評価を行い、適切な環境保全対策をすることで、周辺の住民の皆様健康被害が及ぶことのないように事業計画を検討してまいります。</p> <p>また、低周波音等の被害について当社事業において申し出があった場合は、原因の究明など責任を持って対処させていただきます。</p> <p>地域の皆様のお声を聞きながら、風力発電事業についてご理解が深まりますよう取り組みを行ってまいります。</p>

日刊新聞に掲載した公告

- ・毎日新聞
- ・朝日新聞
- ・読売新聞
- ・産経新聞

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 エコパワー株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 水井 利行
事務所所在地 〒一四一〇〇三二 東京都品川区大崎
一丁目六番一号 TOC大崎ビルディング

二、対象事業の名称 (仮称)中紀第二ウィンドファーム事業

種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力 最大五万一千キロワット

三、対象事業実施区域 和歌山県の有田川町(金屋地域)、
日高川町(旧中津村、旧美山村地域)に
接する白馬山脈の行政界付近

四、関係地域の範囲 和歌山県 環境生活部 環境政策局
環境生活総務課、有田川町役場 吉備庁舎、
金屋庁舎、清水行政局、地域交流センター
ALEC、日高川町役場 企画政策課、
中津地域振興課、美山地域振興課、
寒川出張所

五、縦覧の場所・時間 縦覧時間は各庁舎・施設の開館時による
電子縦覧 [https://www.eco-power.co.jp/assess/
chukidai2.html](https://www.eco-power.co.jp/assess/chukidai2.html)

期間 平成三十一年三月二十六日(火)から
平成三十一年四月二十五日(木)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の
見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意
見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておりま
す意見書箱にご投函くださるか、平成三十一年五月十日(金)ま
でに問い合わせ先へ郵送・ファックス・Eメールにてお送りください
(郵送の場合は当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
一、四月十二日(金)十八時三十分から二十時三十分
金屋文化保健センター 大ホール
(住所)和歌山県有田郡有田川町金屋七

二、四月十三日(土)十時から十二時
日高川交流センター 会議室
(住所)和歌山県日高郡日高川町高津尾七一八番三

八、問い合わせ先 エコパワー株式会社 事業開発部
〒一四一〇〇三二 東京都品川区大崎二丁目六番一号
TOC大崎ビルディング

電話 〇三(五四八七)八五六一 ファックス 〇三(五四八七)八五七〇
Eメール jigyō-kaihatsu@eco-power.co.jp (担当)竹内・小田部

日刊新聞に同封した折込チラシ

2019年3月

有田川町ならびに日高川町にお住まいの皆様へ

エコ・パワー株式会社

(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書の

縦覧および住民説明会について (お知らせ)

現在、当社は有田川町および日高川町にまたがる白馬山脈の尾根部での新たな風力発電事業を計画しております。つきましては、事業計画の策定にあたり、環境への影響の予測と調査方法について、環境影響評価法に基づき下記のとおり環境影響評価方法書の縦覧および住民説明会を開催いたしますので、広く皆様にご覧いただきますとともにご意見をお寄せ頂きます様ご案内申し上げます。

記

事業の名称： (仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業
事業の規模： 30,000～51,000kW (最大) 2,000～3,400kW風車15基程度
事業実施場所： 有田川町 (金屋地域)、日高川町 (旧中津村、旧美山村地域) に接する白馬山脈の行政界付近
立地想定地区) 有田川町宇井苔地区
日高川町三十井川地区、弥谷地区、李地区
縦覧場所： 和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境生活総務課
有田川町役場 吉備庁舎、金屋庁舎、清水行政局、
地域交流センターALEC
日高川町役場 企画政策課、中津地域振興課、美山地域振興課、
寒川出張所
電子縦覧 <https://www.eco-power.co.jp/assess/chukidai2-2.html>
縦覧期間： 2019年3月26日 (火) から2019年4月25日 (木) まで
縦覧時間は各庁舎・施設の開館時による
住民説明会： 4月12日 (金) 18時30分から20時30分
金屋文化保健センター 大ホール (住所) 和歌山県有田郡有田川町金屋7
4月13日 (土) 10時から12時
日高川交流センター 会議室 (住所) 和歌山県日高郡日高川町高津尾718-3
意見書の提出期限 2019年5月10日 (金) 当日消印有効
意見書の提出先 エコ・パワー(株) 事業開発部
〒108-0075 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング
FAX : 03-5487-8570 E-mail : jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp
意見書の提出方法 書面により縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、
郵送・FAX・電子メールにてご意見をお寄せ下さい。

<お問い合わせ先>

エコ・パワー株式会社 事業開発部 (担当: 竹内・小田部) 電話: 03-5487-8561

(受付時間: 午前9時00分から午後5時30分まで [土・日曜日及び祝祭日を除く。])

以上

自治体広報誌への掲載

「広報ありだがわ」4月号掲載

☎…問い合わせ ☎…申し込み

お知らせ

（仮称）中紀第二ウインドファーム
事業にかかる環境影響評価方法書
の縦覧と住民説明会

エコ・パワー株式会社が有田川町・日高川町で「（仮称）中紀第二ウインドファーム事業」を計画しています。これに伴い、風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧と、住民説明会を開催し、ご意見を受け付けます。

●縦覧書類／（仮称）中紀第二ウインドファーム事業にかかる環境影響評価方法書

●縦覧の場所／吉備庁舎・金屋庁舎・清水行政局・地域交流センター「ALEC」

※縦覧時間は役場・施設開庁日時に伴う

※ホームページでもご覧いただけます
(<https://www.eco-power.co.jp/assess/chukidai2-2.html>)

●縦覧期間／3月26日（火）～4月25日（木）

●住民説明会

・日時／4月12日（金）18時30分～20時30分

・場所／金屋文化保健センター大

ホール

●意見書／縦覧場所に備え付けの意見書に氏名・住所・ご意見をご記入の上、意見書箱にご投函いただくか、問い合わせ先まで郵送してください。

※郵送の場合、5月10日（金）の日消印有効

☎エコ・パワー株式会社 事業開発部

〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング ☎03・5487・8561

第2回 手話にチャレンジ!

このコーナーでは、町民の皆さまに手話を身近に感じていただけるよう、日常生活で使う手話を紹介します。一緒にやってみましょう!

飲む



コップで飲み物を飲むような動作

食べる



お茶碗のご飯を箸で食べるような動作

編集後記

今月は皆さまにご報告があります! 毎年和歌山県広報協会主催で行われる「和歌山県広報コンクール」。今回は平成30年(2018年)に発行した号を提出し、審査いただきました。結果、9月号(防災の特集を組んだ号です)が、広報紙の町村部部門で2位をいただきました!

2位…悔しいのですが、悔しさをバネにまたがんばります。

(やりたいことたくさん 西岡紗希)

自治体広報誌への掲載

「広報日高川町」4月号掲載

和歌山県議会議員一般選挙

■投票日：4月7日(日)

■投票時間：7:00～18:00まで

期日前投票の期間：4月6日(土)まで

選挙当日、お仕事などで投票に行けない方は、下記のいずれかで期日前投票を行うことができます。

日高川町役場【本 庁】8:30～20:00

【中津・美山支所】8:30～18:00

開票場所および開票開始時刻は次のとおりです。

【開票場所】川辺西小学校体育館 【開票開始時刻】20:00

■お問合せ 選挙管理委員会(総務課内) ☎22-1700

La Festa Primavera 2019

クラシックスポーツカーが開催されます!

中部・近畿地方を巡るクラシックスポーツカーの祭典であるLa Festa Primaveraは今年で11回目の大会を迎えます。イベントは「古い物に敬意を」、「いくつになっても心・少年」、「イベントに参加するすべての人々と友情の輪を広げる」という3つの基本精神を礎に行っており、多くの職人の手作りによって製造された72台のクラシックカーが走行します。

大会は4月19日(金)から22日(月)の4日間開催され、昨年に引き続き今年も21日(日)の8:05から9:05に日高川交流センターを通過します。皆様、ぜひ日高川交流センターにお越しください。



La Festa Primavera 2018 in 日高川交流センターの様子

(仮称)中紀第二ウインドファーム事業に係る 環境影響評価方法書の縦覧と住民説明会について



エコ・パワー株式会社は、有田川町・日高川町(旧中津村・旧美山村地域)で「(仮称)中紀第二ウインドファーム事業」を計画しています。これに伴い、風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧と、住民説明会を開催し、ご意見を受け付けます。

縦覧

■書 類：(仮称)中紀第二ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書

■場所・時間：企画政策課・中津地域振興課・美山地域振興課・寒川出張所

※時間は各庁舎・施設の開館時による

下記アドレスのホームページでも縦覧いただけます。

<https://www.eco-power.co.jp/assess/chukidai2-2.html>

■期 間：3月26日(火)から4月25日(木)まで

■意見書：縦覧場所に備え付けの意見書に氏名、住所、ご意見をご記入のうえ意見書箱にご投函くださるか、下記の宛先まで郵送してください。(郵送の場合、5月10日(金)の当日消印まで有効です。)

住民説明会

■日 時：4月13日(土) 10:00～12:00

■場 所：日高川交流センター

■お問合せ エコ・パワー株式会社 事業開発部(担当)竹内・小田部 〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング ☎03-5487-8561

当社ホームページ掲載内容

○平成 31 年 3 月 26 日（火）より、当社ホームページに掲載



The screenshot shows the top navigation bar of the EcoPower Co., Ltd. website. The logo is on the left, followed by menu items: 事業内容, 企業情報, 発電所情報, 知る・楽しむ, お知らせ, お問い合わせ, and 採用情報. There are language selection buttons for JP and EN. Below the navigation is a banner image of a wind farm with the text 'お知らせ' (Notice). A breadcrumb trail reads 'ホーム > お知らせ > お知らせ詳細'. The main heading is '「(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧及び住民説明会の開催について'. The date '2019.03.26' is displayed. The announcement text states that the 'Environmental Impact Assessment Methodology' for the 'Chikura No. 2 Wind Farm Project' will be published on March 26, 2019. It lists conditions for public viewing: from March 26 to April 25, 2019, but no downloading or printing is allowed. It also includes a copyright notice and a recommendation to use Internet Explorer for viewing the document.

EcoPower Co., Ltd.  事業内容 企業情報 発電所情報 知る・楽しむ お知らせ お問い合わせ 採用情報 JP EN

お知らせ

ホーム > お知らせ > お知らせ詳細

「(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧及び住民説明会の開催について

2019.03.26

2019年3月26日
エコ・パワー株式会社

「(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

- 配慮書は、2019年3月26日(火)～2019年4月25日(木)の間中は閲覧が可能です。
ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
- 方法書に掲載される情報(文書、資料、画像等を含む)に関する著作権は、当社、原著作権者、またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。
個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用(複製、改変、掲示、配布、サイトへの転載等を含む)することは、著作権法により禁止されておりますので、事前に当社にご連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。
- 閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。(以下の<方法書の公表>に示したリンクより閲覧いただけます。)

方法書の公表

環境影響評価方法書

[表紙と目次](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第7章 その他環境省令で定める事項](#)

[第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[資料編](#)

[要約書](#)

意見書

[環境影響評価方法書に対する意見書の提出について（意見書様式）](#)

方法書の縦覧

縦覧場所

- ・和歌山県庁 環境生活総務課（和歌山市小松原通1-1）
- ・有田川町役場 吉備庁舎（有田川町大字下津野2018-4）
- ・有田川町役場 金屋庁舎（有田川町大字中井原136-2）
- ・有田川町役場 清水行政局（有田川町大字清水387-1）
- ・地域交流センターA L E C（有田川町大字下津野704）
- ・日高川町役場 企画政策課（日高川町土生160番地）
- ・日高川町役場 中津支所中津地域振興課（日高川町大字高津尾29番地）
- ・日高川町役場 美山支所美山地域振興課（日高川町大字川原河202番地）
- ・日高川町役場 寒川出張所（日高川町寒川293-2）

縦覧期間

2019年3月26日（火）から2019年4月25日（木）

※縦覧時間は各庁舎・施設の開館時による

住民説明会

- 2019年4月12日（金）18時30分から20時30分
金屋文化保健センター 大ホール（住所）和歌山県有田郡有田川町金屋7
 - 2019年4月13日（土）10時から12時
日高川交流センター 会議室（住所）和歌山県日高郡日高川町高津尾718-3
-

意見受付期間

意見書は縦覧期間内に備え付けの意見投函箱に入れていただくか、5月10日（金）までに下記の間合せ先へ郵送・電子メール・FAXにて送付ください。（郵送の場合は当日消印有効）

お問い合わせ先

エコ・パワー株式会社 事業開発部（担当：竹内・小田部）
〒108-0075 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング
FAX：03-5487-8570 E-mail：jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp
電話：03-5487-8561
（受付時間：午前9時00分から午後5時30分まで〔土・日曜日及び祝祭日を除く。〕）

[← お知らせ一覧に戻る](#)

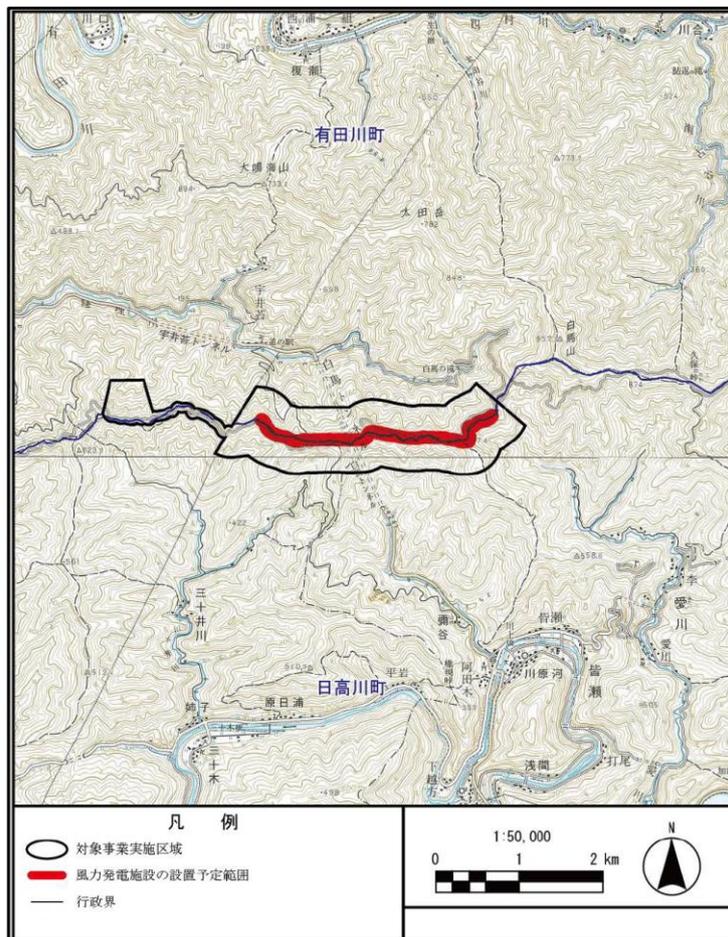
(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業
環境影響評価方法書 縦覧図書

エコ・パワー株式会社
縦覧期間 2019年3月26日(火)～
2019年4月25日(木)

有田川町(金屋地域)、日高川町(旧中津村、旧美山村地域)に接する白馬山脈の行政界付近で計画検討中の風力発電事業について、環境影響評価法に基づき作成した環境影響評価方法書を縦覧いたします。

本事業についてご意見のある方は、4月25日(木)までに備え付けの意見書箱にご投函いただくか、5月10日(金)までに意見書に記載の方法でお送りいただきますよう、お願い申し上げます。

方法書とは・・・事業の実施による環境影響を評価するため、事業の位置・規模等の計画の検討段階において、環境への影響の予測と調査方法について、その内容をまとめたものです。



縦覧期間

2019年3月26日(火)～

2019年4月25日(木)まで

本件に関するお問い合わせは、

エコ・パワー株式会社 事業開発部

竹内(たけうち)・小田部(おたべ)

電話 03-5487-8561

までお願いいたします。

